

支給認定申請・保育所入所申込書

※第 号 ※番号 ~

令和 年 月 日 保護者 住 所 小海町大字 番地
氏 名
小海町長 黒澤 弘 様 電 話 ()
(携帯電話)
(地区名)

○ 保育所の入所につき次のとおり申し込みます。
なお、保育料算定のため、同一世帯の住民基本台帳及び住民税等課税資料を閲覧することを承諾します。

入所児童	氏 名 (ふりがな)	生 年 月 日	性 別	個人番号(マイナンバー)
	()	令和 年 月 日生 (令和8年の4月1日現在満 歳)	男・女	
支給認定	1号認定・2号認定・3号認定	保育必要量	父	保育標準時間・保育短時間
			母	保育標準時間・保育短時間
入所を希望する保育所名	第1希望 (希望理由)			
	第2希望 (希望理由)			
	第3希望 (希望理由)			
保育の実施を希望する期間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで		
保育の利用を必要とする理由	両親等の実施基準の番号：(父：) (母：) 理由			

○ 入所児童の家庭の状況

区分	氏 名 (ふりがな)	入所児との続柄	生年月日	性別	職業	個人番号 (マイナンバー)	前年度課税の有・無	備 考 (勤務先・住所等)
							町民税	
入所児童の世帯員				男・女			有・無	
				男・女			有・無	
				男・女			有・無	
				男・女			有・無	
				男・女			有・無	
				男・女			有・無	
生活保護の状況			適用なし 適用あり (年 月 日保護開始)					

※町記載欄	入所申込みの承諾	保育の必要性の要否	保育の実施期間		保育の必要性の番号	
		要 ・ 否 (理由) 令和 年 月 日 承諾	自 至	令和 年 月 日 令和 年 月 日	両親等の 基準番号 () ()	
			入所保育所	小海保育所		
		支給認定 1号 ・ 2号 ・ 3号	保育必要量	保育標準時間 ・ 保育短時間		

○裏面の注意をよく読んでから記入してください。※印の欄は記入する必要はありません。
○字は楷書ではっきり書いてください。

記入上の注意

この入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ小海保育所に提出して下さい。なお、一戸の家庭から2人以上の児童が同時に入所を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 1、「地区名」の欄は、現在住んでいる地区、例えば「本間下」等と記入して下さい。
- 2、「保護者」の欄で、住所については例えば「小海町大字小海 4041 番地」等と記入してください。氏名については記名をし、捺印をして下さい。電話番号も必ず記入してください。
- 3、「入所児童」欄の「氏名」欄はふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲み、「年齢」は、入所する年度の4月1日時点の満年齢を記入してください。
- 4、「入所を希望する保育所名」の欄は希望する順位に従い保育所名を記入し、また、その保育所を希望する理由を記入してください。
- 5、「保育の利用を希望する期間」には、小学校就学始期に達するまでの保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。
- 6、「保育の利用を必要とする理由」の欄は、児童を入所させる最も重要な事項で、これによって保育の実施を決定する指標になりますので、下記の「保育所へ入所できる基準」の当てはまる番号を()内に記入するとともに、具体的理由を記入して下さい。

＊ 保育所に入所できる基準は、下記に示すとおりで、児童の保育が必要な場合に限られます。「保育の利用を必要とする理由」の欄については、()内に両親（両親と別居している場合には、現在児童の面倒を見ている者）が下記の基準の①～⑩までのいずれの場合に該当するかを判断して、その該当する番号を全て記入し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入して下さい。<<例えば、①や②に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数等、③では親の具体的状況等、④では傷病名や治癒見込み期間等、⑤では看病している病人等の傷病名や治癒見込み期間等、⑥では災害の程度・復旧見込み期間等>>

なお、①や②の場合、会社又は事業所の証明を、また、自営業の方は事業主の証明を添付してください。

- 7、「入所児童の世帯員」の欄は、入所児童本人以外の入所児童の両親（同居・別居の別を備考覧に記入して下さい。）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「課税の有無」の欄は、該当するものを○で囲んで下さい。また世帯員の中で入所児童の他に保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している者がいる場合は、当該施設名、所在地及び電話番号を「備考」に記入して下さい。

なお、保育料の決定のために必要な書類をあわせて添付して下さい。

- 8、保育所へ入所については、・保育所へ入所できる基準に該当しないために入所が認められない場合
・希望者が多数いるため希望する保育所へ入所できない場合
・保育所へ入所できる基準の該当事由により保育の実施期間の希望に添えない場合がありますので、ご承知下さい。

保育所へ入所できる基準

保育所へ入所できる児童は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- ①（家庭外労働）児童の親が家庭の外で仕事をしていることが普通なので、その児童の保育ができない場合
- ②（家庭内労働）児童の親が家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
- ③（親のいない家庭）死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合
- ④（母親の出産等）親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害があったりするのでその児童の保育ができない場合
- ⑤（病人の看護等）その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人があるため、親が常にその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合
- ⑥（家庭の災害）火災や、風水害、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
- ⑦ 求職活動を行っていること。
- ⑧ 就学中であること。
- ⑨ 虐待やDVの恐れがあること。
- ⑩ 育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること。
- ⑪ 町長が認める前各号に類する状態にある場合